

平成29年定例第4回市議会会議録（第4日）

平成29年12月14日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
4番	末 吉	達二郎	12番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	13番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	14番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	15番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	16番	牛 嶋	利 三
9番	荒 卷	隆 伸	17番	壇	康 夫

2. 不応招議員は次のとおりである。

3番 徳 永 重 遠

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	本 莊 安 政	係 長	堤 和 美
次 長	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	西 原 親	企画財政課長	坂 田 良 二
副 市 長	高 野 道 生	企画財政課 財政係長	大 坪 康 春
教 育 長	長 岡 廣 通	福祉事務所長	坂 口 浩 二
監 査 委 員	平 井 常 雄	健康づくり課長	田 中 聡 美
総 務 部 長	馬 場 洋 輝	環境衛生課長	松 尾 和 久
保健福祉部長	加 藤 康 志	農林水産課長	木 村 勝 幸
市 民 部 長 兼 市 民 課 長	梅 津 俊 朗	商工観光課長	松 尾 博
環境経済部長	富 重 巧 斉	上下水道課長	木 下 康 彦
建設都市部長	松 尾 正 春	学校教育課長	加 藤 武 美
教 育 部 長	野 田 圭 一 郎	都市計画課長	櫻 木 研 治
消 防 長	北 嶋 俊 治	総務課長補佐 兼 人 事 係 長	堤 則 勝
総 務 課 長	西 山 俊 英		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第39号 みやま市コミュニティバス運行条例の制定について
- (2) 議案第40号 みやま市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第41号 みやま市農村地域工業等導入促進法に基づく市税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について
- (4) 議案第42号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第43号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (7) 議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (8) 議案第46号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
- (9) 議案第47号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (10) 議案第48号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第50号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第51号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第7号）
- (14) 議案第52号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (15) 議案第53号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (16) 議案第54号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (17) 議案第55号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (18) 議案第56号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (19) 議案第57号 平成29年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）
- (20) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

(1) みやま市議会議長 壇康夫君 不信任の動議の件

午前9時30分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番徳永重遠君につきましては、先日に引き続き欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、御承知おき願います。

それと、議案の提案のときに、市長が登壇されて説明されますけど、続けて議案がある場合に、市長はこちらに着座の上、説明されると思いますので、御了承のほどよろしくお願います。

それでは、日程に先立ちまして、西原市長から、12月7日の4番末吉達二郎君の一般質問における発言について、お手元にお配りしました発言取り消しの申出書に記載しました部分を取り消したいという申し出がっております。

西原市長の発言を許可します。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

おはようございます。議長に発言のお許しをいただきましたので、発言の取り消しについて申し上げます。

平成29年12月7日の会議における私の発言の部分の取り消しについて、議会での許可をお願いするものでございます。

取り消しをお願いいたしますのは、末吉議員の市が出資しているみやま市スマートエネルギー(株)の疑問点の質問に対する回答における「-〔発議取消〕-」及び「-〔発議取消〕-」の部分でございます。御理解の上、許可いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

ここでお諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、西原市長の発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

なお、これに伴い、末吉達二郎君の一般質問における引用部分につきましても議長において適切な措置を講じますので、御承知おき願います。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）13番中島一博君、どうぞ。

○13番（中島一博君）

議長に対する不信任決議案を発議させていただきます。

○議長（壇 康夫君）

今、13番中島一博君から議長に対する不信任案の動議が提出されました。

賛同の方の挙手、いらっしゃればお願いします。（発言する者あり）動議に賛同される方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（壇 康夫君）

4番、11番、7番、16番、14番ですか。じゃ、動議がここで設立します。

ただいま中島一博君から、みやま市議会議長壇康夫不信任決議案の動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成でありますので、成立いたしました。

ここでお諮りします。

ここで暫時休憩したいと思いますけど、そのまま続けますか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

今、事務局のほうも日程調整をさせていただきたいということで、順番を全部入れかえますので、休憩をお願いしたいということです、一旦ここで暫時休憩したいと思います。再開はブザーで追って御連絡させていただきます。

午前9時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいりたいと思います。

先ほど中島議員のほうから動議が出ましたので、議会運営委員会を開催していただいております。日程等について、委員長のほうから議運の結果について報告をお願いしたいと思います。宮本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（宮本五市君）（登壇）

先ほど中島議員からの動議につきまして、議会運営委員会で協議しましたので報告します。

この動議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしましたので報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここでお諮りいたします。今報告のあったとおり、議会運営委員会のほうでは、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

本件は、私の一身上に関する件でありますので、副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（荒巻隆伸君）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務を行います。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、17番壇康夫君の退場を求めます。

〔壇 康夫議員退場〕

追加日程第1 みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件

○副議長（荒巻隆伸君）

追加日程第1. みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。13番中島一博君。

○13番（中島一博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまから議長不信任決議案の提案理由を説明申し上げます。

議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関でございます。日本国憲法の第8章には地方自治が設けられております。第93条の「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されております。

議会は多数の議員で構成され、住民に最も身近で、住民の声を肌で感じる存在として、ま

さに住民を代表する機関でございます。このことが議会の役割の中で最も重要な点でございます。また、議会は、住民の代表である議員が案件について質疑、討論、採決を行う場であり、議員全員の徹底した議論を行う、これを本質とした議会でございます。

議会は、住民から直接選ばれた一定数の議員で構成される合議体でありまして、その意思は会議における議決の形であらわせるものでございます。このために議会を主催する議長が置かれ、議長に事故等がある場合に備えて副議長も置かれておるところでございます。地方自治法第103条であります。

地方自治法第104条には、議長の議事整理権、議会代表権が規定されてございます。「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と決められてございます。そして、議長は職務遂行に当たっては常に冷静に、しかも公平に、地方自治体会議規則等の関係法令のほか、会議規則にのっとり議会の運営に万全を期さなければならないと思っております。

しかし、そのような中であって、壇議長は、さきに述べた地方自治法第103条及び第104条に示す内容とは著しく異なり、議会の円滑な運営に万全を期されていないと判断するものであります。

御案内のとおり、平成29年第4回みやま市議会定例会は、12月5日から12月14日までの10日間と決定し、まさにきょうが最終日を迎えたところであります。12月6日、7日、8日が一般質問日として設けられ、質問予定のそれぞれの議員諸氏は、締め切り日の11月27日正午までに壇議長への質問通告を行い、事務局でその整理作業に沿って執行部との質問展開を模索しながら組み立てていきます。

そのような中にありながら、12月5日、議会開会前の9時20分からの議員控室での諸般の報告時、通告済みである末吉議員からの質問参考資料として添付された資料が全部ではなく、一部資料配付との説明と報告がなされました。このことには当事者である末吉議員はもちろん、多くの議員からブーイングが起きたところでありますが、議長裁量権を大きく逸脱する行為であり、みやま市議会として決して看過できない行き過ぎた事案であります。

なお、このことは荒巻副議長への相談は全くなされず、副議長への職務責務までが一蹴された行為であり、軽蔑する以上に愚弄するものであります。

また、第3回みやま市議会定例会最終日において、16番牛嶋議員からの壇議長不信任決議案が提案された経過と経緯がありますが、壇議長におかれましては、このことも真摯に受け

とめていただき、今後のみやま市議会運営にしっかり努めていただくことを期待して取り下げられたということでありましたが、残念ながら何の進展もないまま本日に至っております。

壇議長は、議長選に出馬された所信表明で、情報公開、あるいは透明性を重視した議会運営に努めるということで議長に当選された議長ですが、公約とは非常に矛盾するものであります。しかも、末吉議員の参考資料配付に係る失態が原因で、質問に対する執行部からの答弁がかみ合わず、質問者から議長への議事整理を求められるなど、全国の皆さんがインターネット配信でのライブ中継をごらんいただく中で、みやま市議会の前代未聞の恥をかく結果となり、みやま市議会の進行役である議長が、このような人のもとでは正しい審議ができないと私は思うに至ったと、思っているところでございます。このことは、みやま市議会議員17名の一人一人が判断と責務を理解いただくことを切にお願いいたしまして、私の提案理由説明にかえさせていただきます。

○副議長（荒巻隆伸君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒巻隆伸君）

ないようですので、中島議員、自席にどうぞ。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっていますみやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件については、ただいまのところ通告がおりませんが、討論ありませんか。（「反対討論からですか」と呼ぶ者あり）12番中尾眞智子君。

○12番（中尾眞智子君）

ただいま中島議員の動議提出の説明がございましたけれども、議会の運営が正常に運営されていないというのは、私はまだそこまでは思っておりませんし、辞任勧告というんですか、そこまではないと思いますので、反対いたします。

○副議長（荒巻隆伸君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒巻隆伸君）

ないようですので、これで討論を終わります。（「反対討論、賛成討論と交互に言わにゃいけんよ。最初反対討論から賛成討論と」と呼ぶ者あり）いや、ほかに討論ありませんかと聞いているじゃないですか。（「反対討論ば先に言わにゃいかん」と呼ぶ者あり）いや、反対に対して、じゃ賛成の討論ございませんか。11番川口正宏君。

○11番（川口正宏君）

自席でいいですね。

○副議長（荒巻隆伸君）

どうぞ、自席でいいです。

○11番（川口正宏君）

私は、先ほどの壇議長の件につきましては賛成です。

なぜかと言えば、私は、人の悪を言わず、おのれの善を語りませんということを頭に常に持っているわけですが、現議長の場合は、あることないこと人の誹謗中傷を言ったり、先日の今議会の中でも末吉議員の一般質問の配付物を勝手に削除したり、そういう人にはやっぱりこのまま議長を続けて行ってほしくはありません。

そういうことでございます。

○副議長（荒巻隆伸君）

それでは、続きまして反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（荒巻隆伸君）

ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより、みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議の件について採決を行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長（荒巻隆伸君）

起立多数でございます。よって、みやま市議会議長壇康夫君不信任の動議は可決をされました。

ここで壇康夫君の入場を許可します。

〔壇 康夫君議員入場〕

○副議長（荒巻隆伸君）

ここで、壇康夫君議長と議長を交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、引き続き会議を続けてまいりたいと思います。

日程第1 議案第39号

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 議案第39号 みやま市コミュニティバス運行条例の制定についてを議題とします。（「議長、いいですか。今、不信任案は可決したんですよ。それで、そのまま進められるなら、私たちも退席します」と呼ぶ者あり）

退席されて、過半数に満たなければ会議は中止します。過半数あれば再開します。（「休憩じゃだめなんですか。休憩」と呼ぶ者あり）だから、休憩しますよ、これ。

それでは、今、議員が退席されて7名ですね。

それでは、議長の権限として、退席された方に入室を求めることができますので、一旦ここで休憩して、まず、それを求めたいと思いますので、休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（壇 康夫君）

休憩を閉じて会議を再開してまいりたいと思います。

私の件でいろいろ時間をオーバーしまして、執行部を含め、大変御迷惑かけて申しわけございません。

じゃ、議事を続けてまいりたいと思います。

日程第1 議案第39号

○議長（壇 康夫君）

日程第1．議案第39号 みやま市コミュニティバス運行条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古賀総務常任委員会副委員長、お願いします。

○総務常任副委員長（古賀義教君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第39号 みやま市コミュニティバス運行条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月11日、馬場総務部長、坂田企画財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において徳永委員長を除く委員5名の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本件は、道路運送法第79条の規定に基づき、国の登録を受けて行いますコミュニティバスの運行を開始するに当たり、必要な事項を定めるものです。

コミュニティバスの運行につきましては、同法施行規則第9条の3の規定により、みやま市地域公共交通会議を設置し、本市の実情に応じた旅客運送の態様や料金等協議を行い、平成30年3月1日から運行開始することとなっております。

条例第4条で、コミュニティバスの使用料は、受益者負担の観点や近隣市の状況などから6歳以下の未就学児童を無料とし、高齢者、障害者及び小学生は1人1回につき50円、また、上記以外の者は100円とし、同条2項において回数券利用について規定しております。このほか、第5条から第10条において使用料の減免や不還付、また、利用の制限などを定めています。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第39号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 みやま市コミュニティバス運行条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第2 議案第40号

○議長（壇 康夫君）

日程第2. 議案第40号 みやま市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第40号 みやま市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日に富重環境経済部長、平川企業誘致推進室長及び関係係長等に出席を求め、宮本委員を除く委員4名の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、当該法律の名称等が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第40号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第40号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 みやま市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第41号

○議長（壇 康夫君）

じゃ、続きまして日程第3. 議案第41号 みやま市農村地域工業等導入促進法に基づく市税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第41号 みやま市農村地域工業等導入促進法に基づく市税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日に富重環境経済部長、平川企業誘致推進室長及び関係係長等に出席を求め、宮本委員を除く委員4名の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、当該法律の一部改正に伴い、市の固定資産税の課税免除に対する国からの減収補填制度が廃止されたことにより、本条例を廃止するものでございます。

委員会は慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第41号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第41号 みやま市農村地域工業等導入促進法に基づく市税の課税免除に関する条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第42号

○議長（壇 康夫君）

日程第4．議案第42号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第42号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日に富重環境経済部長、松尾環境衛生課長及び関係係長等に出席を求め、宮本委員を除く委員4名の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、バイオマスセンター稼働による生ごみの資源化にあわせ、ごみ処理手数料を見直すものでございます。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第42号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第42号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第42号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第43号

○議長（壇 康夫君）

日程第5. 議案第43号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第43号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日に松尾建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、宮本委員を除く委員4名の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、市営住宅下楠田団地建てかえ事業に伴い、新しい市営住宅の名称及び駐車場使用料の規定を加えるものでございます。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第43号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第43号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第6 議案第44号

○議長（壇 康夫君）

日程第6. 議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第44号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第44号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号

○議長（壇 康夫君）

日程第7. 議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第45号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第45号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号

○議長（壇 康夫君）

日程第8. 議案第46号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第46号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第46号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号

○議長（壇 康夫君）

日程第9. 議案第47号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第47号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第47号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 議案第48号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第48号を提案する前に、本日、追加提案いたしています議案の概要について御説明申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、議案第48号から議案第57号までの10件でございます。

議案第48号から議案第50号につきましては、国における人事院の給与勧告に基づき、関係法令が改正されたことから、本市の条例を改正するものでございます。

次に、議案第51号から議案第57号までの補正予算につきましては、給与条例改正に関する補正及び4月の人事異動等に伴う補正をお願いするものでございます。

なお、議案第51号以降につきましては、担当者より提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、ことし8月の国家公務員に対する人事院勧告の給与勧告に関連し、国においても関係法律が改正されたことから、本条例を改正するものでございます。

具体的には、期末手当については年間3.25カ月を0.05カ月引き上げ、年間3.3カ月に改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。

議案第48号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第48号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第48号と同様、期末手当について年間3.25カ月を0.05カ月引き上げ、年間3.3カ月に改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第49号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第49号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第50号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

議案第50号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人事院の給与勧告に関連し、国においても関係法律が改正されたことから、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、本条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき、本年4月1日にさかのぼって給料表を改正するとともに、勤勉手当について年間1.7カ月を0.1カ月引き上げ、年間1.8カ月とするものであります。これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は年間4.3カ月から年間4.4カ月となります。

以上の改正のうち、給料表の改定は平成29年4月1日から、勤勉手当の引き上げにつきましては平成29年12月1日から、それぞれ適用するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第50号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第50号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定については、原案のとおり可決されました。

一応12時を過ぎましたけど、時間の関係上、またこの会議の後、市長等公務の関係でこのまま続行したいと思いますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第13 議案第51号

○議長（壇 康夫君）

続きまして、日程第13、議案第51号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第51号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ16,695千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,471,317千円といたしております。

今回、追加いたしております補正予算は、平成29年人事院勧告等に伴い、一般職職員の給料表を平均0.15%引き上げる改定、及び勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる改定などを実施いたしますために、所要額の補正を行うものでございます。

また、これに合わせまして、人事異動等による人件費の補正をお願いするものでございます。

予算書は7ページからでございます。

歳入予算は、10款、地方交付税を追加し、18款2項1目、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に、9ページ以降となります歳出予算につきましては、給与改定分、人事異動等分など給料、職員手当等の補正、さらに、各特別会計と調整いたしました特別会計繰出金を計上いたしております。

なお、人件費補正の詳細につきましては、予算書34ページからの補正予算給与費明細書に記載をいたしております。

また、添付いたしております一般会計補正予算書の資料に説明をいたしておりますが、資料4ページになります。

今回の職員給の補正額は、一般会計及び各特別会計を合算いたしまして、給与改定分21,892千円の追加、また、職員の育児休業や長期の病気休暇等による減額分を調整いたしました人

事異動等分37,427千円の減額、合わせまして15,535千円の減額といたしております。

以上、議案第51号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第7号）の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第51号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第51号 平成29年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 議案第52号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第52号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総

額からそれぞれ2,372千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,598,127千円といたしております。

歳入予算は、9款1項1目、一般会計繰入金を減額し、また歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員9名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し、計上いたしております。

以上、議案第52号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第52号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第52号 平成29年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 議案第53号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第53号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,452千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ699,943千円といたしております。

歳入予算は、4款1項1目、一般会計事務費繰入金を減額し、また歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員2名分の給与改定分と人事異動等分による額を調整し、計上いたしております。

以上、議案第53号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第53号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第53号 平成29年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号

○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第54号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第54号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明申し上げます。

平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に1,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,885,207千円といたしております。

まず歳入予算は、7款1項4目。その他一般会計繰入金を追加いたしております。また歳出予算は、1款1項1目。一般管理費及び4款3項1目。包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員16名分の給与改定分と人事異動等分を計上いたしております。

以上、議案第54号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第54号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第54号 平成29年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第55号

○議長（壇 康夫君）

日程第17. 議案第55号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第55号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,052千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ463,166千円といたしております。

歳入予算は、5款1項1目. 一般会計繰入金を減額し、また歳出予算は、2款1項1目. 下水道建設事業費の職員4名分の人件費につきまして、給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第55号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第55号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第55号 平成29年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第56号

○議長（壇 康夫君）

日程第18. 議案第56号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第56号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,816千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ484,148千円といたしております。

歳入予算は、6款1項1目. 一般会計繰入金を減額いたしております。また歳出予算は、1款1項1目. 総務管理費の職員4名分の給与改定分と人事異動等分を調整し、計上いたしております。

以上、議案第56号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を御説明いたしました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第56号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第56号 平成29年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第57号

○議長（壇 康夫君）

日程第19. 議案第57号 平成29年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。木下上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（木下康彦君）（登壇）

議案第57号 平成29年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算から2,106千円を増額し、総額を516,485千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項. 営業費用の職員9名分の人件費の補正について、一般会計と同様、給与改定及び人事異動等分について調整し、計上いたしております。

以上、議案第57号 平成29年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第57号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第57号 平成29年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 閉会中の継続調査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第20. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おき願います。

ここでお諮りいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条の規定により、議長に委任いただきたいと思います。御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい、16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

今、議長、本会議の閉会というようなことでの締めをされると思いますけれども、冒頭、13番中島議員さんのほうからの壇議長の議長不信任案というようなことで動議が提出され、議長、当然除斥の上に副議長が採決を行いまして、賛成多数というようなことで不信任案が可決されたわけでございます。

そのままの会議継続というようなことで会議が進行しましたけれども、このことに対する賛成者は不同意であるというようなことで、本会議場から、この議事堂から退場をいたしましたけれども、その間、執行部の皆さんにも随分時間をとらせて御迷惑かけた経緯がございます。その落としどころと言っちゃなんですが、副議長に私のほうから壇議長へ、本日の12月14日のこの最終本会議の可決すべき全議案を壇議長で引き続き審議していただいてもよろしいけれども、このことに対しては結果が議長不信任案可決ということで決しておりますので、本会議に、当然賛成した8名ですかね、議員さんもまた再開に向けて議事堂へ入っておりますけれども、このことは副議長のほうへ壇議長のほうから辞職願が出ておりますよね。ですから、本会期中にこのことに対する辞職の許可をとらなければならないという議会上のルールがあると思います。ですから、このことはここで閉会という形にはならないと思うわけですね。いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

私が副議長から聞いたのは、牛嶋議員がおっしゃる辞職、これをしたほうがという副議長との話をして、議会を再開するためには、皆さんが議場に入っていただくためにはということでお約束というか、実は辞表をもう出しております。副議長に預けてあります。

ただ、これについては、今申し上げたように市民に迷惑をかけたくない、議会をスムーズに終わらせたいと、この議案審議をですね、というところも含めて副議長とお約束してお渡ししておりますので、本会議の中でというよりも、一旦議会を閉会させていただいて、その

後に提出しますよという意図で渡しております。

ただ、そこについて、もし異論があれば、ここで今、牛嶋議員がおっしゃる採決なり承認なりをとっていただいて私は結構です。はい、どうぞ、16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

ですから、壇議長さん今おっしゃるように、私の問いかけに今説明いただいたわけですね。当然議長辞職というようなことでの辞職願は副議長にお預かりされておるといのか、預かってありますから、そのことに対する議題として、当然この本会議の中でお諮りしなきゃだめだと思うわけですね。許可を得られるのか得られないのか。

○議長（壇 康夫君）

ちょっといいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今申し上げたように、議会を閉会してすぐ出しますという前提にしていますので、ここで議会中に出すのであれば今皆さんにお諮りしますが、ここでまた議長選を行うという前提での皆さんの賛同、御意見だと思います。そこをどうしますか。皆さんのほうの御意見含めて。（「ちょっと待ってくれませんか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ、16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

今、壇議長がおっしゃっておるのは、12月議会が全議案終わってからと、閉会宣言されたら終わるわけですね。そこでどのような取り扱いするわけですか。議長が辞職されるという辞表をもう出されておるわけですね。副議長に預かっていただいておりますじゃないですか。

○議長（壇 康夫君）

だから、それはあくまでも担保する意味で副議長に渡しています。私が出さないということを守る意味ですね。お約束ということで渡しています。だから、議会を閉会して、提出して、受理されたという前提です。だから、それがなければ、今の会期中であれば、それを全部審議していただいて、まだ閉会できないですよ。（「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ、16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

私が言っておることは議長とちょっと差異があるみたいですがけれども、ルールとして、議長が例えば辞職願を副議長に預けられとっじゃないですか。

○議長（壇 康夫君）

だから、担保するという意味です。（「担保ですよ。それを担保にして私たちはこの議事

堂に入って審議に参画したんですから。だから、今ここで閉会宣言されたら、その辞表はどうなりますか」と呼ぶ者あり) だから、閉会してすぐ生きるじゃないですか。閉会だから、副議長が受け取ったら、受理されたらオーケーになるじゃないですか。(「だから、受理されたら、受理されたことを皆さんでお諮りせにゃいかいんとですよ」と呼ぶ者あり)

いや、だから、それは臨時議会して、議長の届けを受理しますかという議決事項になりますので。(「今からすると臨時会ということで、一回本会議を閉じて、第4回の定例会を閉じて、臨時会ということでまた再開されますか」と呼ぶ者あり) になると思います。いや、それは私が決めることじゃありませんから、今度副議長が。(「だからですよ、そのところを私は問いよるとですよ」と呼ぶ者あり)

いや、だから、それが大前提で私は副議長に辞表を預けていますと。だから、私が持つておくと(「オリンピックの関係あたりで行かないかんけんということ、時間がですね」と呼ぶ者あり)

それもあるしですね。(「……話やったけど、副議長も時間内やったら行かれるとかというような話やったからですね、そのことは誰が諮りますか。そしたら、臨時会を開会して。議長そのものが行かれるとやったらともかく、副議長が行かれるということやったから、議長の辞職に関しては副議長が扱うべきですからね」と呼ぶ者あり) もちろんそうですね。

(「そうでしょう」と呼ぶ者あり) はい。(「だから、それを閉会されたら困るからと言いよる。今、この本会議の中でできんことないですから。そうでしょう。追加日程で出せばいいじゃないですか」と呼ぶ者あり)

できないことはないと思いますけど、受理したタイミング、今出しましたということであれば副議長、9番荒巻隆伸君どうぞ。

○9番(荒巻隆伸君)

休憩中に先ほど牛嶋議員さんがお話の、議長から辞職願が書かれたのは事実であります。

ただ、ルールは、そのときのお話は、この第4回定例会を正式に壇議長のもとに閉会させていただいて、その後に正式に壇議長からの辞職願を受理させていただく。そして議運を開いていただいて、その辞職願の取り扱いを今後どのようにしていくかと。年内に臨時議会を開くことになるのか、年明けになるのかはわかりませんが、そういうスケジュールで進んでいきたいという旨のお話はさせていただいておりますので、ぜひこの4回目の定例会は壇議長のもとに閉会をさせていただいて、その後、すぐ受理をさせていただいて、その取扱

いはまた宮本議運の委員長さんと協議を進めながら、臨時議会をいつ開会するか進めていきたいというようなお話をさせていただいているところがございますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。（「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

はい、16番牛嶋利三君どうぞ。

○16番（牛嶋利三君）

いや、今、荒巻副議長のほうからもその経緯、経過を説明いただいたけれども、ちょっとこのことにも差異があるようですね。

先ほど来、私を含めた8名でしたかね、正副議長室で当然推移を見守るための話もちよつとしたんですが、私が説明したのは、今、荒巻副議長さんのほうの説明とちよつと違いました、この本会議の中で、これを一つの收拾するためですよね。ですから、当然副議長さんに壇議長からの一身上なり、その理由を付して辞職の願いを提出していただく。これは預かっていただく。担保することによって我々は会議に引き続き参画しますというような内容だったかと思います。皆さんいかがですか。

ですから、それはそれで、荒巻副議長の話によりますと、私は全議案47号までを可決いただく。恐らく現状は可決いただいたわけですね。このような流れの中で、閉会前に、これはもう壇議長が言われるように、会議が閉じてからと閉じないのとでどのようなあれが違うんですかね。もうあと議題終了したんですよね。ですから、ここで引き続き追加議案として出して、そして、そこで議長の辞職を許可いただくのかいただけないのか、そういうことだろうと思いますけれども、これを閉会して、新しくまた臨時会を起こして、それをする必要がどこにあるんですか。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、皆さんに諮ります。結論的に（発言する者あり）どうぞ、9番荒巻隆伸君、副議長。

○9番（荒巻隆伸君）

さっき言ったように、議長から正式にまだ辞職願を私は受理していませんので、受理してないんですよ。議会が閉会した後に正式に受理させてもらいますと言っておりますので、まだ今の段階では議長の辞職願を受理していませんので。ですから、このままもう閉会をしていただいて、先ほど申し上げましたように、その後に正式に受理をさせていただいて、議会運営委員会と協議をさせていただいて、臨時議会で新たな議長さんを選出していくと。そ

のような進め方でいきたいということでお話をさせていただいておりますので。（「荒卷さんの顔がなかですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

いや、今、9番荒巻副議長のほうから御説明がありました。私もそのつもりで提出をしておりますけど、16番牛嶋議員のほうから、今この場で諮って取り扱いを進めてくれということでありますので、改めて私のほうから申し上げます。

じゃ、荒巻副議長に会期中に出したことにしてください。それでいいです。（発言する者あり）いやいや、だから、休憩にしてください。議事進行を副議長にお任せします。それでよろしいですか。その進行については、今から議運を開くなり、休憩をとって協議していただきたい。

私の意図は、副議長にお願いしたように、一旦終わっていただいて、午後から福岡に行く公務が入っています。（「じゃ、休憩してください」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。その公務があるがために、一旦ここを閉会させていただいて、市長とか、副議長もそうですけど、その間にもう実は閉会したらすぐ出すよというところで担保していただいています。だから、出さないということを言っているわけじゃないんです。（「ちょっと待ってください、議長」と呼ぶ者あり）閉会しますと、副議長が受理した段階で辞表が生きてくるわけですよ。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ、16番牛嶋利三君。

○16番（牛嶋利三君）

要は我々が退席して、また再度入るときに、野田議員、議長におっしゃったじゃないですか。議長で、我々8名が議場を退場した人に、本来であれば議長としてしっかりその職はあるわけです、継続されておるわけですよ。今、壇議長がおっしゃるように、まだ担保として副議長に預けたんだというようなお話をされておるじゃないですか。そしたら、当然議長の職は継続していますから、議長席に上がられて進行されました。

しかし、野田議員のほうからおっしゃったでしょう。議長で、我々正副議長室にお待ちしておりましたから、よかったら、こういうことでまた再開しますので、議場へお入りくださいというような挨拶はなぜないんですかとおっしゃったじゃないですか。そしたら、壇議長何ておっしゃいましたか。いやいや、私は辞表を出して議長じゃないですから、こうおっしゃいましたよ。そうでしょう。野田議員いかがでしたか。

○議長（壇 康夫君）

はい、7番野田力君どうぞ。

○7番（野田 力君）

今、牛嶋議員がおっしゃるような経過でございましたですね。壇議長はお見えにならんやったんですよ。何か曖昧になっておるなと思っておりましてんですけども、そこいらはまだ我々は、この本会議の中で再度また開くと大変だから、多分ここで進んでいくかなと思って私たちは入ってきたわけでございますよ。そうしないと、後で……。

○議長（壇 康夫君）

大変恐縮ですけど、いいですか。私は副議長、9番荒巻議員のほうから説明があったとおりのお話をしていましたので、一旦閉じてというお話でした。（「だから、あのとき退席した者がおりましたから、今おっしゃるようなことを話されれば了解しておったと思いますけれども、私たちは、この議事の進行だけはちょっとけじめをつけて、その日に進んでいくということで入室したわけですよ、審議していったわけですよ。そういったことで進めてもらいたいなと思っておりますが、そうすれば、ちょっと一旦休憩か何か入れて、みんなで整理しましょうよ」「その前に」と呼ぶ者あり）10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

私たちはどげんか話になつとるか、いっちゃん内容がわからんわけですね。それで、そこら辺の何人かの向こうで話のあったことをおっしゃっておるわけですが、今、副議長の話は、今話されたことを説明してあるということですかね。

○議長（壇 康夫君）

はい、そうです。（「それは私、今聞いて、なら、それで納得してあつとやなかとですかなというふうに思いますけど、私、そこに入っておらんけんわからんけれども。そういうふうなことを今、副議長が言ってありますので、どげんですかね」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それじゃ、ここで調整を兼ねて、暫時休憩いたします。

午後0時38分 休憩

午後1時11分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいりたいと思います。

これで本日の日程は全部終了しております。

会議を閉じます。

平成29年第4回みやま市議会定例会を閉会します。

午後1時11分 閉会

上記会議の次第は、本荘安政の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会副議長 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議員 上津原 博

みやま市議会議員 荒 卷 隆 伸